

令和3年度 第2回東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会 会議録（要旨）

- 1 会議名 令和3年度第2回東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会
- 2 日時 令和3年11月8日（月）午前10時00分～午前11時30分
- 3 場所 東久留米市役所7階 703会議室
- 4 出席者（敬称略）
 - (1) 委員
寺本 亮洞（会長）、渡部 久美子（職務代理）、上田 和俊、
当真 隆則、當麻 繁、西川 武子、井田 清治、中谷 光基、
酒井 宗作、野村 基之、石井 竜児（田無警察署）
 - (2) 事務局
下川 尚孝（環境安全部長）、小泉 勝巳（防災防犯課長）、
井上 卓（防災防犯課長補佐兼防災防犯担当主査）、
加瀬 圭人（防災防犯担当主事）、太田 善昭（嘱託員）
 - (3) 欠席者
梅本 富士子、古見 美子
- 5 会議次第
 - (1) 市長挨拶
 - (2) 自己紹介
 - ① 委員
 - ② 事務局
 - (3) 開会
 - (4) 議題
 - ① 会長の選任
推進委員から、会長に寺本亮洞委員が推薦され、承認された。
 - ② 職務代理の選任
寺本亮洞会長より、職務代理に渡部久美子委員が指定され、
了承された。
 - ③ 委員研修及び防犯講演会について
 - ④ 管内の犯罪発生状況について
 - (7) その他
 - (8) 閉会

6 配布資料

- (1) 令和3年度第2回東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会次第
- (2) **資料1** 東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会委員名簿
- (3) **資料2** 令和3年度東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会事業計画
- (4) **資料3** 委員研修会、防犯講演会について
- (5) **資料4** 東久留米市の犯罪発生状況（田無警察署資料）
- (6) **資料5** 東久留米市安全・安心まちづくり条例
- (7) **資料6** 東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会規則
- (8) **資料7** 東久留米市安全・安心まちづくり推進計画
- (9) 「西東京市、東久留米市特殊詐欺多発中」のチラシ（田無警察署資料）
- (10) 「田無警察署～犯罪抑止対策ニュース～」のチラシ（田無警察署資料）

7 議題の発言要旨

- (1) 委員研修について

【事務局】

従来は、11月～12月初旬にかけて委員研修を実施する予定であり、第1回の協議会にて研修先について議論していたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が10月末まで発令されていたことから、本協議会に至るまで開催の可否も含めて保留としていた。今年度の研修が開催する場合は、これから研修場所の選定や関係各所への調整に時間がかかるため、早くても2月中旬以降の開催となる見込みである。

また、平成27年度から令和元年度までの過去の研修先及び令和2年度については新型コロナウイルスの感染リスクを高めることから中止にしたが、現状は外出自粛が緩和されているため、開催した場合の開催時期及び本協議会にて委員研修開催の可否及び研修先について意見をいただきたい。

【会長】

委員研修について意見はありますか。

【上田委員】

従来のバスに乗車して視察に出向く形式ではなく、防犯講演会とは別に講師の方をお招きして講演会を開いても良いのではないのでしょうか。

【事務局】

どのような講師をお招きするかも含めて、今後の中で検討していきたい旨を説明。

【会長】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今年度の委員研修が先延ばしになっていること、感染の再拡大の懸念があることから、研修開催の可否も含めて委員の皆様にご意見を伺いたいと思います。

委員からは、コロナが落ち着き、自分の団体の総会もようやく開催されたところで、感染の再拡大が懸念されている現状の中では、開催は決められないとの意見あり。

【会長】

これから研修を開催するのは、研修場所の選定と関係各所との調整の都合もあり、この時期から計画を立てるのは無理が生じるため、今年度の研修会は中止とさせていただきます。

(2) 防犯講演会について

【事務局】

新型コロナウイルスの感染の再拡大が懸念されているため、日程は現状で確定はできないが、実施会場の市民プラザホールについては、令和4年2月1日（火）と2月8日（火）の午後で現在調整中。

講師を招くことを含めスケジュール調整が必要なため、開催の可否も含めて一度時期未定にて事務局で検討させていただきたい。講演会の内容についても、推進委員からの意見等をいただき、事務局が今後に詰めていくことを説明。

(3) 東久留米市の犯罪発生状況について

【石井委員】

今年の東久留米市の犯罪発生状況として、全刑法犯認知件数は去年よりも減少しており、東京都平均の認知件数の減少数よりも良い数字になります。これは、侵入窃盗の件数が大幅に減ったことに加えて、自転車盗や万引きといった非侵入窃盗、器物損壊といった全体的な犯罪件数が減少したためと思われます。

これも、本日までご出席いただいた方々が、あらゆる場面で防犯広報をしていただいたおかげでございます。この場で御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、過去3年の東久留米市での主要な犯罪の認知状況をご覧くださいと、東久留米市の防犯上の課題は、特殊詐欺に尽きると言っても過言ではありません。因みに、侵入窃盗が大きく減少した理由は、管内を盗んで回っていた犯人が検挙されたことが要因として挙げられます。

もちろん、皆様の防犯意識も重要ではありますが、警察署として「検挙に勝る防犯なし。」で、より一層身を引き締めていく所存です。

因みに、他の犯罪について説明いたしますと、性犯罪については全件検挙済み、子供に対する犯罪も半数が検挙済みで、もう半数は犯罪が発生してから日が経っておらず、現在捜査中です。

それでは、どうやって検挙するのかと申しますと、容疑者が浮上した場合、「この人が本当にやったのか」を決定づける情報が必要です。仮に警察が犯人だと言ったところで、裁判官からは証拠を示すと言われるため、捜査をする上で重要なのは、防犯カメラの映像と、第三者からの目撃証言なのです。

正に本協議会の名前である、「安全・安心まちづくり」が非常に重要で、そうしたまちづくりが容疑者の確保に繋がり、今回の侵入窃盗のデータのとおり、発生件数の激減に繋がるのです。

また、子供に関する犯罪を行う者の特徴としては、其処彼処で犯罪を重ねるため、結果的にはほとんど検挙されます。実際に、今年同罪で検挙された犯人は、余罪がたくさんあり、現在留置所に収容されています。

それでは、続きまして、先ほど東久留米市の防犯上の課題である、特殊詐欺についてお話ししたいと思います。昨年と比較すると、発生件数が7件減っております。

これは、皆様と一緒に広報活動をしてきたおかげで、少しずつですが減ってきたといえます。しかし、それでも東久留米市の被害件数は23件、被害額は2600万円にのぼり、最近は特に80歳代の詐欺被害が多くみられます。また、1人当たりの平均被害額は100万円を超え、老後の生活資金の観点でも非常に苦しい金額です。還付金詐欺の平均金額は約50万円ですが、市内の被害者の中には数百万円もの被害を受けている方もいます。

東久留米市の被害は、前年同期比では減少しているものの、田無警察署管内の特殊詐欺の被害は、警視庁が有する102の警察署の中で今年はワースト3位の多さでした。

しかし、昨年はずっとワースト1位だったため、様々な施策が効いているのかと思います。

では、東久留米市の方々はどんな手口で詐欺被害に遭っているのかと申しますと、一番多い手口はキャッシュカード詐欺盗で、文字通り窃盗の一種です。これは、全国銀行協会や家電量販店、金融庁等を装い、「あなたの口座あるいはキャッシュカードが悪用されています」と言い、犯人が家まで訪ねて来て、持参した封筒にキャッシュカードを入れさせ、割印を押すために印鑑を取りに行かせている間に、ダミーの封筒とすりかえる手法です。

次に多いのが預貯金詐欺です。これは、キャッシュカードが目的であるのは先ほどのキャッシュカード詐欺盗と一緒にのですが、預貯金詐欺は、田無警察署等を装い、「カードが悪用した犯人を捕まえました。今から刑事が取りに向かいます。」と伝え、警察手帳は見せませんが、警察署からの電話があったと思わせ、キャッシュカードを渡すよう誘導したり、暗証番号を聞き出したりする、という手法です。

今申し上げた2つのキャッシュカード関連の特殊詐欺が東久留米市全体の特殊詐欺の約74%を占めているのです。特に預貯金詐欺は今年の前半に非常に多く、後半はキャッシュカード詐欺盗が多い傾向にありました。何故このような傾向が生まれるかということ、キャッシュカード詐欺盗については、自分の封筒にキャッシュカードが入っていると思い込んでいるため、詐欺に遭ったと気づくのに時間がかかることから、犯人にとっては見つかりにくいという利点があります。その一方で、預貯金詐欺は、キャッシュカードを渡したという認識があるため、その日のうちに詐欺に気づくことが多いのです。

委員の皆様もご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、キャッシュカードの用件で家に来る人間は間違いなく詐欺犯人です。警察や銀行員がキャッシュカードを受け取りに来ることは絶対にありません。これだけでも覚えて帰っていただけたらと思います。

続いて件数が多いのがオレオレ詐欺で、10年以上前から全く手口が変わっていない、最も古典的な手口です。家族や駅員を装い、「書類を紛失した」、「鞆を落とした」、「今日中にお金を振り込まないと会社をクビになる」等と助けを求めて、現金を自宅に取りに来たり、指定場所にお金を持ってこさせたりします。最近の手口としては、電車に乗るよう誘導し、改札を出たところで待ち合わせてお金をだまし取るといった犯行がありました。

これは、普段連絡が来ず、家族との愛情に飢えている高齢者の寂しさにつけこんだ、断じて許しがたい犯罪です。

しかし、この手口でわかりやすい点は、絶対に親族本人が来ることはなく、最終的には、「僕は行けないから、会社の先輩あるいは上司に取りに来てもらう」と言うてくることです。もし至急お金が必要であれば、通常本人が取りに来るはずで

です。親族がピンチなのにもかかわらず、親族本人が来ない場合は詐欺だと思ってください。

最後の手口は還付金詐欺です。これは、まさにここ東久留米市役所の職員を装って、「医療費、保険料の還付金があり、ATMでの手続きが必要です。やり方は私が教えるので、ATMに着いたら連絡してください」と連絡します。もし、ATMで指定の口座に現金を振り込むように誘導したら相手に気づかれますが、「還付金の受け取りの際に必要なので、今から言う番号を入力して下さい」と誘導されると、振込みのボタンを押したにも関わらず気づかないことがあるのです。

この還付金詐欺の件数について、認知状況のデータ上は少ないように見えますが、この詐欺は、被害金額が50万円以下のことが多く、被害が比較的少ないことから泣き寝入りする人も多く、警察にも配偶者にも相談しないで黙っている人がたくさんいるため、実際は倍以上の件数が絶対に発生しています。

また、この還付金詐欺は都内全体で今年の後半にかけて急増していますが、これはATMで電話をかけることさえ成功すれば、犯人側のリスクは、お金を引き出すときにしか発生せず、犯人がATMで操作を指示することで、お金を受け取る役割の受け子を用意したり、犯人が同行したりする必要がないことから、犯人が捕まるリスクが一番少ないことが理由に挙げられます。

そのため、警察署では「STOP! ATMでの携帯電話」運動を推進しています。これは、高齢者の方に関わらずATMで携帯電話を使用する人がいなくなれば、万が一携帯電話を使用する人がいた場合に目立つようになり、防止につながるからです。

実際に、目の前で携帯電話をしている高齢者の方に、市民の方が声をかけて未然に防止できたケースが多数出ております。

ですので、ATMで携帯電話をしている人は詐欺の被害者であるという認識を是非

周りの方々に広めていただき、声かけ、通報をしていただければと思います。

警察署では、特殊詐欺の被害に遭った方の被害届を受け付ける際に、併せて特殊詐欺アンケートをとっており、なぜ騙されたかや、今までの詐欺のイメージについて等の事項が書かれています。その中で、被害者の多くは、特殊詐欺についてある程度知っており、被害者全員が、自分は騙されないと考えていたと話しています。特殊詐欺についてどこかで見聞きしていても、「私はしっかりしているから大丈夫だろう。」と思うと、人間はその情報を吸収しないものです。ですから、聞いたように思っても吸収できていないため、電話が来た時に詐欺に遭ってしまうのです。中には、残念ながら特殊詐欺について誰も教えてくれなかった、と話していた人もいます。

犯人の手口はどんどん巧妙になっており、例えば、電話の最中に、ピーピーピーと効果音を鳴らし、「ご主人のキャッシュカードは確認できたのですが、奥様のキャッシュカードはエラーになってしまいましたので、キャッシュカードの交換が必要です。」とエラーになったと思込ませる手口や、銀行を装って、銀行からのサービス、キャンペーンについて説明することもあります。

ですので、犯人とは話さないことが一番重要です。幸いなことに、犯人はスマートフォンには電話をしてこないため、固定電話からスマートフォンに切り替えていただいた方が安全です。そして、どうしても固定電話が必要な場合は、留守番電話にして、自分からかけ直すようにしてください。

最後に、改めてキャッシュカードが悪用されている電話が来た、親族からお金が必要であると電話が来た、お金が戻ってくるのでATMに行ってほしいと電話が来た、この三点が特殊詐欺の電話であるということだけでも今日は覚えて帰っていただき、いろいろな方に広めていただけると幸いです。

今年の10月時点で、田無警察署管内では約1億円の詐欺被害が発生しております。

皆様が騙されなくならない限り、永久に特殊詐欺はなくなりません。このままですと、お子様、お孫様が被害に遭ってしまいます。ですので、特殊詐欺をやっても引っ掛からないから割に合わない、と犯人が特殊詐欺をやめていくような社会を作っていけるように、皆様と一緒に特殊詐欺防止に努めていきたいと思っております。

警察署としてはチラシを新聞に折り込んだり、主に高齢者の方々がご利用になるデイサービス、整骨院、薬局、スーパー等でチラシの配布、警察官が直接ご自宅へ訪問をしたりもします。しかし、どうしても一定数情報が届かない方がいて、どうやって情報を届けたらよいか、委員の皆様のお知恵も借りながら「特殊詐欺被害のない町、東久留米」にしていきたいと思っておりますので、今後とも引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

8 その他

【上田委員】

以前にもお願いしましたが、「委員のカード」を作成して頂けないか。

【事務局】

他の安全安心の活動をしている団体からも同じような問い合わせをいただいている。現在作成の方向でいろいろ案を作っており、準備を進めているところなので、準備が整い次第、委員の皆様にお知らせする予定である。

9 閉会

【会長】

以上をもちまして、令和3年度第2回東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会を終了いたします。ありがとうございました。